

大項目	中項目	小項目	#	質問	回答
宿泊施設	応募について	高付加価値化のためのガイドライン等について	1	宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録を申請しているが、登録証が手元に届いていない。この場合、補助金への申請は可能か。	申請は可能です。宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録を申請した際に、「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度受付事務局」から発出されるメール【登録制度受付事務局より登録申請受付のお知らせ】を添付してください。内容を確認の上、審査いたします。
			2	宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録を受けていないが、補助金への申請は可能か。	【公募期間：4/24（月）～5/24（水）】 宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録を受けていなくとも、申請は可能です。ただし、公募要領P6に記載の通り、宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録を受けている方と、金融商品取引法第24条に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社又はその子会社及び関連会社であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定を取得済み又は1年以内に取得予定である方は、採択において優先されることとなります。 【公募期間（追加公募）：7/3（月）～8/2（水）】 宿泊施設においては以下のいずれかに該当する事業者が、本事業に申請可能です。 ①「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」の登録又は登録申請済の事業者 ②有価証券報告書の提出会社又はその子会社及び関連会社であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定を取得済み又は1年以内に取得予定である事業者
			3	観光施設における心のバリアフリー認定制度とは何か。	バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした認定制度です。認定された観光施設には、観光庁が定める認定マークを交付します。詳細は、国土交通省 観光庁 観光産業課 観光施設における心のバリアフリー認定制度担当 TEL：03-5253-8330（土・日・祝日・年末年始を除く10：00～12：00、13：00～17：00）にお問い合わせください。
			4	「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」または、「金融商品取引法第24条に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社又はその子会社及び関連会社」かつ「観光施設における心のバリアフリー認定制度」に該当する事業者は、どのような扱いになるか。	【公募期間：4/24（月）～5/24（水）】 左記の手続きを実施されている事業者は、優先して選定いたします。申請順に、申請内容を確認いたします。 【公募期間（追加公募）：7/3（月）～8/2（水）】 左記に該当する事業者は申請可能です。
		旅館業法	5	事業者は、旅館業法の許可を受けている必要があるか。	対象施設は、旅館業法の許可を受けている必要があります。 事業者が、対象施設と異なる場合、事業者の旅館業法の許可の有無は問いません。
観光施設	応募について	対象施設の確認	6	公募要領には、「観光施設」として「上記以外で旅行者の利用が見込まれる施設等」とあるが、どういった施設を指すのか。	観光地の土産物屋、観光客の利用がメインの飲食店・日帰り温泉・日帰り湯浴施設等を指します。訪日外国人や観光客の利用状況（年間利用者数の内、観光客の割合が〇〇%程度など）を入力の上、申請してください。内容を確認の上、審査いたします。 なお鉄道の駅・空港施設・港湾施設・手荷物預かり所、レンタカー・タクシー・ハイヤー、コンビニ・スーパー・ドラッグストア・アウトレット・商業施設、映画館は、対象ではないため、申請できません。
共通	全般	対象設備全般	7	省エネの数値基準はあるか。	基準はございませんが、設備の導入により、従来の施設に比べて、省エネ効果が見込まれることが条件となります。省エネ効果を示す資料を必ず添付して申請してください。内容を確認の上、審査いたします。
			8	新しく導入する備品で、省エネの比較ができない場合、どうすればよいか。	太陽光発電など、エネルギー消費量の低減につながる事が明らかな場合を除いて、設備の新設・増設は対象外となります。エネルギー消費量の低減につながる事が明らかな場合は、仕様書等を添付の上、申請してください。内容を確認の上、審査いたします。
			9	種類が異なる複数の設備についての工事を申請してよいか。（例：節水トイレと一緒にガスコンロをIHに切り替えたいなど）	申請は可能です。省エネ効果を示す資料を必ず添付の上、申請してください。内容を確認の上、審査いたします。
			10	修理費用は、申請できるか。	申請できません。補助対象外となります。
		具体的な設備	11	断熱材、遮光カーテンなどのエネルギー消費量の低減につながる設備を新規に設置する場合、申請できるか。	申請は可能です。省エネ効果を示す資料を必ず添付の上、申請してください。内容を確認の上、審査いたします。
			複数申請関連	12	申請は、1施設ごとになるか、1事業者ごとになるか。
		13		1施設で複数の事業を行う場合、申請は分けて行うのか。	1施設で複数の事業を行う場合（例：LEDと空調）は併せて申請してください。（補助金の上限は、併せて1,000万円）
		14		補助金の上限は、施設単位ではなく、法人単位（法人全体で上限1000万円）という認識でよいか。	いいえ、施設単位です。1施設1申請となりますので、補助額は、1施設ごとに1000万円が上限となります。
		15		複数の施設・複数の事業所をまとめて申請できるか。	1施設ごとに申請してください。なお複数の施設・複数の事業所を申請した際に、窓口担当者が一人の場合、審査をスムーズに進めるため、事務局までご連絡ください。
		他事業・補助金との兼ね合い	16	昨年、同様の補助金（環境に配慮した持続可能な～）の申請をしており、補助を受けた。今回も、同じように申請したいと思うが、問題はないか。	問題ございません。申請可能です。内容を確認の上、審査いたします。
			17	観光庁が募集する他の補助制度または補助金や、地方自治体の他の補助制度または補助金にも応募を検討しているが、同時に申請してよいか。両方通ったらどうすればよいか。	申請は可能です。申請している、または申請を検討している他の補助制度のある場合、「他の補助制度等の活用有無」の欄に当該制度を入力の上、申請してください。他の制度も国が助成する場合、両方の補助はなく、両方の採択された際には、どちらかの事業のみを対象にします。事務局までご連絡ください。
		手続等関連	18	申請に際して図面は必要か。	必要となります。設置箇所や設置する機器備品の数量等が記載されており、見積書の項目と数量が一致している事が必要です。設置機器備品一覧表を作成ください。
			19	エアコンや照明器具をECサイト（楽天やAmazon等）で購入したいが、見積書が無い場合はどうしたらよいか。	楽天・Amazonなどの主なECサイトでは、見積書の発行サービスが提供されています。同サービスにより見積書が取得できない場合、ECサイトの商品選択画面のスクリーンショットなど、カタログ・仕様書としての要件を満たす書類を代替としてご提出ください。
			20	相見積書にグループ会社を含めてよいか。	相見積書として含めることは差し支えありませんが、利益等排除の対象となる調達先に該当しますので、「利益供与除外書」と必要書類を提出していただく必要があります。
			21	精算時の補助金の交付先（金融機関の口座名義）は、マイページに登録した事業者と異なっているが問題ないか。	マイページに登録した事業者・対象施設・代表者のいずれかであれば、精算時の補助金の交付先としては、問題ありません。
		その他	22	代理申請は可能か。	実施主体または施設以外の事業者（工事事業者など）による代理申請は、原則として不可です。なお実施主体または施設以外の事業者の、子ユーザーとしての登録は可能ですが、実施主体または施設の事業者は、親ユーザーとして、子ユーザーの適切な管理をしてください。
23	応募受付数を教えてほしい。		応募受付数は、公表していません。		
24	採択の可否は、いつ頃にわかるのか。		応募状況や書類の確認等によるやり取りが発生するため、事業者ごとに異なります。		
25	備品購入単価に上限・下限の設定はあるか。		備品購入単価に上限・下限の設定はございません。本補助金の補助率及び補助上限額は、以下の通りです。 補助率：1/2 補助上限額：1,000万円		
26	申請手続きをする補助対象事業者の考え方について教えてください。		1：施設運営会社 2：施設経営法人 3：施設所有者 いずれの事業者からの申請が可能ですが「申請手続き」「経費の支払い」「精算」「補助金の受取り＝振込口座」の3点が一致している必要があります。		

共通	採択について	採択内示 様式再提出 交付申請 交付決定	27	採択内示のメール通知があった。事業を開始してよいか？	様式再提出後に再審査を行います。正式に採択となった場合には交付申請書を提出してください。交付決定通知後に事業開始が可能です。
			28	採択内示のメール通知があった。申請変更はないので、様式再提出の必要はないか？	追加資料や修正が必要です。様式再提出の内容により、補助金額が確定されますので、内容を十分にご確認の上、ご提出ください。 例) 建物の外観写真の添付（事業規模を確認するため、全体が映るようにしてください） 例) 事業開始予定日の修正（目安として様式再提出日から約20日以降の日程を入力してください）
			29	「様式再提出」とは何ですか？	応募申請時に確定しなかった項目、追加提出資料を含めて、全ての書式を再度申請するプロセスとなります。応募再提出で申請した内容は、変更できません。
			30	様式再提出の際に、有価証券報告書と心のバリアフリー認定制度の提出は必要ですか？	経営ガイドラインの登録・申請事業者は不要です。有価証券書と心のバリアフリー取得および取得予定の事業者は提出をお願いします。
			31	採択内示後、様式再提出を行った。その後、採択のメール通知が届いた。事業を開始してよいか。	事業は、開始できません。交付申請書の提出をお願いします。交付決定通知後に事業の開始は可能です。
			32	交付決定通知が届いた。事業を開始してよいか。	はい、事業の開始は可能です。なお登録した「事業開始予定日」より前の期日であっても、交付決定通知が届けば、事業の開始は可能です。
	追加公募について	申請	33	初回の公募で応募したが不採択だった。追加公募に同じ内容での申請をすることは可能か。	申請は可能です。追加公募では、あらかじめマイページ登録が必要です。観光庁のHPにてご確認ください。
			34	初回の公募で採択された。別の省エネの工事であれば、追加公募の申請は可能か。	初回の公募で採択された事業者は原則、追加公募には申請できません。但し、複数施設を所持している事業者において、初回の公募で採択されていない施設は申請が可能です。
	変更申請について	事業の一部変更	35	型番の変更がある（金額、個数変更はなし）が、変更申請は必要か。	原則変更は不可です。ただし、やむを得ない場合は変更申請を提出してください。変更後の型番での省エネ効果を確認するため、算出エビデンスの提出も併せてお願いします。内容を確認の上、審査いたします。
			36	材料費高騰のため、契約時に金額が上がりましたが、変更申請は必要か。	原則変更は不可です。ただし、やむを得ない場合は変更申請を提出してください。内容を確認の上、審査いたします。なお、交付決定後の補助金額の増額はできません。増額となる場合の差額は「補助対象外経費」に入力して、補助対象額は変更のないようにしてください。
			37	入荷の都合で発注先が変わったが、変更申請は必要か。	原則変更は不可です。ただし、やむを得ない場合は変更申請を提出してください。内容を確認の上、審査いたします。
			38	補助対象の項目で、一部の工事が中止になったが、変更申請は必要か。	変更申請は必要です。 （残りの工事を実施する場合は変更申請となり、全ての工事を中止する場合は「辞退」となります。） なお補助金が、一度減額になった場合、元の交付決定額には戻せないのでご注意ください。 ※一部の工事の中止の理由を記載して、実施する工事のみの見積書および図面を添付してください。
	事業完了について	事業変更	39	ボイラーの工事が対象期間に間に合わないで、空調に変えたい。変更申請すればよいか。	交付決定された事業内容からの変更申請はできません。辞退申請をしてください。
			40	事業完了時に必要となる書類は何か。	マイページログイン後、「交付決定通知」のボタンを押すと「事業完了時に必要となる書類」一覧に掲載されています。詳しくは、「事業実施マニュアル」を参照してください。
			41	工事の遅れにより、事業完了報告が3月になりそうだが問題ないか。	いいえ、すべての証書類の事務局承認が令和6年2月29日までにできない場合、補助対象外となります。 ※令和6年1月31日以前の工事終了が望ましいです。
			42	応募申請時には一部の写真を提出したが、事業完了時には全ての写真が必要か。	はい、導入した設備全ての写真が必要となります。写真台帳に添付して申請してください。
			43	写真台帳の提出に際し「ファイルを選択」を押しても該当するデータが出てこない時はどうすればよいか。	写真台帳は決まった形式のみアップロードが可能です。該当写真の形式をご確認ください。（パワーポイント・PDF・エクセル・ワードのみ）詳しくは「申請システム操作マニュアル」の入力例を確認してください
	精算業務について	申請報告 補助対象	44	機器の設置が完了した。ガイドラインの登録証がまだ交付されていないが、どうしたら良いか。	登録証の到着をお待ちいただき、到着後にシステムから事業完了の手続きをお願いします。
			45	事業完了報告書を提出した。今後の流れを知りたい。	事務局が、報告書類の審査を行い、差戻等を行います。全資料の承認後、事業者は、事業者の口座情報等を登録して、請求書を発行・添付してください。事務局が、振込手続きを行います。
			46	補助金の振込はいつ頃されるか。	事業完了で全ての様式が承認されると、請求書発行を行うことができます。事業者マイページ「請求書発行」より提出してください。事務局が請求書を承認した後、随時振込手続きを行うので時期は未定となります。
	47	業者への振込手数料は補助対象ですか。	いいえ、支払い時の振込手数料は補助対象外です。 金融機関では、必ず事業者が手数料を負担した上で請求金額の額面を振込み、振込手数料を含まない領収書を受領してください。 振込手数料を差し引いて支払った場合は、各証書と金額に不整合が生じるため、事業そのものが補助対象とならない可能性があります。 （経費と補助の対象については、事業実施マニュアルの46ページに記載しておりますので今一度ご確認ください。）		